

## ○白糠町地域生活支援事業条例

(平成18年9月15日条例第38号)

改正 平成22年5月28日条例第12号 平成25年3月18日条例第8号  
平成28年6月15日条例第18号

## (目的)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 法第4条第1項の規定に基づく身体障がい、知的障がい、精神障がい又は難病等を有する者のうち18歳以上の者
- (2) 障がい児 法第4条第2項の規定に基づく身体障がい、知的障がい、精神障がい又は難病等を有する者のうち18歳未満の者若しくは都道府県知事から療育手帳の交付を受けていない者のうち18歳未満の者であって、早期の療育が必要と町長が認めた者
- (3) 保護者 法第4条第3項の規定に基づく障がい児の保護者
- (4) 地域生活支援事業 法第77条第1項及び第3項の規定に基づき町が実施する事業

## (実施主体等)

第3条 地域生活支援事業の実施主体は、町とする。

2 町長は、適切な事業運営が確保できると認められる者(以下「事業者」という。)に地域生活支援事業を委託することができるものとする。

## (地域生活支援事業)

第4条 町は、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業
- (11) 訪問入浴サービス事業
- (12) 日中一時支援事業

## (地域生活支援事業の内容及び対象者)

第5条 前条に規定する地域生活支援事業の内容及び対象者は、別表1のとおりとする。

## (費用給付事業)

第6条 第4条各号に規定する地域生活支援事業のうち、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業(以下「費用給付事業」という。)は、第11条の規定による地域生活支援給付をもって行う。

## (利用の申請)

第7条 地域生活支援事業(第4条第1号及び第3号に規定する事業を除く。)を利用しようとする者又はその保護者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

## (利用の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、地域生活支援事業の種類ごとのサービス(以下「地域生活支援サービス」という。)の量を定め、利用又は給付の決定(以下「利用決定」という。)を行うものとする。

2 町長は、利用決定に当たり、地域生活支援サービスの提供事業者及び提供場所を指定することができる。

## (利用の取消し)

第9条 町長は、利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 利用者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるとき。
- (3) その他規則で定めるとき。

## (利用者負担金)

第10条 第4条第7号、第9号、第11号及び第12号に規定する地域生活支援サービスの利用者又はその保護者は、別表2に定める額を負担しなければならない。

2 第4条第1号から第6号まで、第8号及び第10号に規定する地域生活支援サービスの利用に係る利用者負担金は、無料とする。

3 町長が地域生活支援サービスを委託した場合は、第3条に規定する事業者を利用者負担金を直接支払うことができるものとする。

4 町長は、規則で定める基準に従い、利用者負担金の全部又は一部を減免することができる。

## (地域生活支援給付)

第11条 町長は、利用者が当該利用決定に基づく費用給付事業に係るサービスを受けたときは、当該利用者に対し、当該サービスに要した費用から第10条に規定する利用者負担金を控除した額を地域生活支援給付として支給する。

2 町長は、利用者が費用給付事業に係るサービスを提供した事業者に支払うべき当該費用給付事業に係るサービスに要した費用について、地域生活支援給付として当該利用者へ支給すべき額の限度において、当該利用者へ代わり当該事業者へ支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し地域生活支援給付の支給

があったものとみなす。

(日常生活用具給付等事業の利用者負担上限額)

第12条 第4条第7号に規定する日常生活用具給付等事業に係る利用者負担の上限額は、第10条第1項の規定にかかわらず、別表3に定める額とする。

(サービスの調整)

第13条 地域生活支援サービスの利用者は、介護保険法(平成9年法律第123号)第40条の規定による介護給付及び第52条の規定による予防給付並びに法第5条に規定する障がい福祉サービス等において、地域生活支援事業に相当するサービスを受けることができるときは、それらの利用を優先するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成18年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(施行のための準備行為)
- この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則(平成22年5月28日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表3の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月18日条例第8号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月15日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表1(第5条関係)

地域生活支援事業の内容及び対象者

事業区分	事業内容	対象者
1 理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業	地域住民
2 自発的活動支援事業	障がい者等、保護者、地域住民等が自発的に行う活動に対し、情報提供及び助言その他必要な活動支援を行う事業	地域で自発的な活動を行う障がい者等、保護者、地域住民等
3 相談支援事業	障がい者等、保護者、障がい者等の介護又は支援を行う者等からの相談に応じ、情報提供、助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業	障がい者等、保護者、障がい者等の介護又は支援を行う者等
4 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申立	知的障がい者又は精神障がい者であって、成年後見制度の申立

業	てに要する費用(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する事業	てに要する費用等必要となる経費の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
5 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援その他法人後見の活動の推進に関する事業	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
6 意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通に必要な援助を行う事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等
7 日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養支援用具、情報意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費等の日常生活用具等の給付又は貸与を行う事業	障がい者等で日常生活用具等の給付又は貸与が必要な者
8 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進に向け、手話奉仕員の養成研修を行う事業	地域住民で聴覚障がい者等の自立及び社会参加の促進に理解を有する者
9 移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動支援を行う事業	屋外での移動に困難がある障がい者等であって、外出時に移動の支援が必要な者
10 地域活動支援センター事業	障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を図り、併せて機能訓練、社会適応訓練等を行う事業	1 障害支援区分判定において、軽度(区分1及び区分2)と判定された者 2 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者であって、日中活動の支援が必要な者
11 訪問入浴サービス事業	移動入浴車で居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の支援を行う事業	居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障がい者等
12 日中一時支援事業	障がい者等に日中における活動の場を提供し、一時的な見守り、社会に適用するための日常的な訓練等を行う事業	日中において監護する者がいない障がい者等であって、一時的な見守り等の支援が必要な者

別表2(第10条関係)

利用者負担金

事業の種類		利用者負担金	
日常生活用具給付等事業		給付に要する費用の1割(上限額設定)	
移動支援事業	30分まで	1回	300円
	30分を超えた加算額	30分単位	100円
訪問入浴サービス事業		1回	1,235円
日中一時支援事業	30分まで	1回	300円
	30分を超えた加算額	30分単位	100円
日中一時支援事業(送迎加算)		片道	100円

別表3(第12条関係)

日常生活用具給付等事業の利用者負担上限額

所得区分	利用者負担上限額
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
一般世帯(市町村民税課税世帯。ただし、本人又は世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上である場合は、対象外とする。)	37,200円



## ○白糠町地域生活支援事業条例施行規則

(平成18年9月29日規則第52号)

改正 平成22年6月30日規則第36号 平成23年3月31日規則第13号  
平成27年12月30日規則第28号 平成28年3月31日規則第29号

## (趣旨)

第1条 この規則は、白糠町地域生活支援事業条例(平成18年白糠町条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (利用の申請方法)

第2条 条例第7条の規定による利用の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 条例第4条第2号、第4号及び第5号に定める地域生活支援事業の利用の申請 地域生活支援事業利用(変更)申請書(別記様式第1号)
- (2) 条例第4条第3号に定める地域生活支援事業の利用の申請 日常生活用具等給付費(購入・修理)支給申請書(別記様式第2号)

## (利用決定の通知等)

第3条 町長は、条例第8条の規定により利用決定を行ったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を前条各号の申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に通知するとともに、地域生活支援事業委託通知書(別記様式第6号)により町が委託する事業者に通知するものとする。

- (1) 前条第1号の申請に係る利用決定を行ったときは、地域生活支援事業利用(変更)決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するとともに、地域生活支援事業受給者証(別記様式第5号)を申請者に交付するものとする。
- (2) 前条第2号の申請に係る利用決定を行ったときは、日常生活用具等交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するとともに、日常生活用具支給券(別記様式第7号)を申請者に交付するものとする。

## (利用決定の取消しの通知)

第4条 町長は、条例第9条の規定により利用決定を取り消したときは、地域生活支援事業利用取消通知書(別記様式第8号)により利用者又はその保護者に通知するものとする。

## (減免の申請方法等)

第5条 条例第10条第4項の規定により利用者負担金の減免を受けようとする者は、第2条第1号の地域生活支援事業利用(変更)申請書の提出時に、同様式の減免申請欄に必要事項を明記の上、町長に提出しなければならない。

- 2 利用者負担金を減免することができる者及び減免割合は、次のとおりとする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者が条例第4条第4号及び第5号に定める地域生活支援事業を利用する場合は、利用者負担金を全額免除することができる。
  - (2) 市町村民税非課税世帯に属し、特に生計が困難な者と町長が認める者が地域生活支援事業を利用する場合は、利用者負担金の2分の1を免除することができる。ただし、町長が認めた時はその限りではない。
- 3 町長は、利用者負担金の減免を決定したときは、第2条の地域生活支援事業利用(変更)決定通知書の減免決定欄に内容を明記の上、通知するものとする。  
(減免の取消し)

第6条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により利用者負担金の減免を受けた者があるときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

## (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

## 附 則(平成22年6月30日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第2号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

## 附 則(平成23年3月31日規則第13号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則(平成27年12月30日規則第28号)

## (施行期日)

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(白糠町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の白糠町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。  
(白糠町児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の白糠町児童福祉法施行細則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町児童福祉法施行細則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。  
(白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この規則の施行の際現に提出されている第4条の規定による改正前の白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。  
(白糠町養育医療の給付等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この規則の施行の際現に提出されている第5条の規定による改正前の白糠町養育医療の給付等に関する規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町養育医療の給付等に関する規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この規則の施行の際現に提出されている第6条の規定による改正前の重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この規則の施行の際現に提出されている第7条の規定による改正前の白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町地域生活支援事業条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第8条 この規則の施行の際現に提出されている第8条の規定による改正前の白糠町地域生活支援事業条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町地域生活支援事業条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この規則の施行の際現に提出されている第9条の規定による改正前の白糠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第29号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)  
地域生活支援事業利用(変更)申請書  
[別紙参照]

別記様式第2号(第2条関係)

日常生活用具等給付費(購入・修理)支給申請書  
[別紙参照]

別記様式第3号(第3条関係)  
地域生活支援事業利用(変更)決定通知書  
[別紙参照]

別記様式第4号(第3条関係)  
日常生活用具等交付決定通知書  
[別紙参照]

別記様式第5号(第3条関係)  
白糠町地域生活支援事業受給者証  
[別紙参照]

別記様式第6号(第3条関係)  
地域生活支援事業委託通知書  
[別紙参照]

別記様式第7号(第3条関係)  
日常生活用具費交付支給券  
[別紙参照]

別記様式第8号(第4条関係)  
地域生活支援事業利用取消通知書  
[別紙参照]